

令和8年度 佐久市立中込小学校長寿命化改修工事  
基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

佐久市教育委員会事務局 学校教育部 教育施設課

## 1 目的

本業務は、建設後約 50 年が経過し老朽化した中込小学校の校舎に対し、構造体の劣化対策やライフラインの更新による長寿命化改修を行うものである。日本最古級の擬洋風建築である「旧中込学校」の意匠を継承した現校舎の歴史的価値を尊重しつつ、新たな学習形態、多様な学習形態に対応した教育環境、未来に向けた教育施設への刷新を目指す。佐久市で初めてとなる長寿命化改修のモデルケースとして、高度な企画力と技術提案を有する最適な受託者を選定することを目的とする。

既存の教育環境・教育施設のスタイルにとらわれず、新たな発想の企画技術提案を求める。

## 2 一般事項

- (1) 名称 令和 8 年度 佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル
- (2) 趣 旨 本プロポーザルは、佐久市立中込小学校長寿命化改修工事に係る、基本設計のアイデアについて企画技術提案を求める。
- (3) 選定方式 令和 8 年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査（プレゼンテーション審査）を経て選定する。
- (4) 事務局 佐久市教育委員会事務局 学校教育部 教育施設課 教育施設建築係  
〒385-8501 長野県佐久市中込 3056  
電 話：0267-62-3491（直通）  
F A X：0267-62-7862  
E-mail：kyoukuisetsu@city.saku.nagano.jp

## 3 対象業務の名称

- (1) 業務名称 令和 8 年度 佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務
- (2) 業務箇所 佐久市中込 4 9 1
- (3) 業務の内容 別添「令和 8 年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務特記仕様書」のとおり  
なお、本プロポーザル終了後、契約候補者の提案に基づき精査する場合があります。
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 1 0 月 1 8 日まで
- (5) 業務予算 5 7, 2 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
基本設計のみの予算とし、実施設計費及び監理費は別途とする。  
上記金額は契約金額を示すものではない。
- (6) 支払条件 令和 8 年度：0 %、令和 9 年度：1 0 0 %  
その他は、契約約款に基づく。
- (7) 概算工事費 3, 0 0 3, 0 0 0, 0 0 0 円

諸経費、税込み（本体・電気設備・機械設備・外構工事、仮設校舎等の仮設費等を含む）の金額とする。

#### 4 プロポーザルの実施スケジュール

項目	期限・時期
① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年6月16日（火）
② 実施要領等に関する質問受付	令和8年6月16日（火）から 令和8年6月19日（金）まで
③ 実施要領等に関する質問回答	令和8年6月24日（水）
④ 参加申込書の提出期限	令和8年6月30日（火）
⑤ 参加資格審査結果の通知	令和8年7月 3日（金）
⑥ 企画技術提案に関する質問受付	令和8年6月16日（火）から 令和8年7月 7日（火）まで
⑦ 企画技術提案に関する質問回答	令和8年7月 9日（木）
⑧ 企画技術提案書の受付期間	令和8年7月13日（月）から 令和8年7月21日（火）まで
⑨ 企画技術提案書の審査	令和8年7月30日（木） 予定
⑩ 審査結果の通知	令和8年7月31日（金） 予定
⑪ 業務委託契約の締結	令和8年8月 中旬 予定
⑫ 審査結果の公表	令和8年8月 下旬 予定

#### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本実施要領の公告日から契約候補者決定日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に建築コンサルタント業務として登録されていること。ただし、名簿に登録ない者であっても、必要書類を提出の上、参加資格要件が確認できれば参加することができる。  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計の場合、建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行なっていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- (4) 佐久市建設工事等参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年告示第8号）に基づく入札参加等停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでの要件のいずれにも該当しないこと。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている事
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている事
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 管理技術者は(※1)一級建築士であり、参加申込書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則（昭和25年建設省令38条号）第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）
- (7) 管理技術者及び主任担当技術者(※2)は、参加申込者の組織に所属し、参加申込書提出日以前に、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (8) 管理技術者は他技術者を兼任しないこと。
- (9) 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	技術者区分	業務内容
総合	主任担当技術者	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	構造担当技術者	同上「構造」
電気	電気担当技術者	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	機械担当技術者	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第16条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(10) 設計共同体（設計JV）の結成

佐久市内に本社・本店を有しない者は、下記要件により市内業者(※3)と設計JVを組むこととする。なお、市内業者は、単体でも審査に参加することができる。

※3 市内業者とは、名簿に建築コンサルタント業務として登録のある佐久市内に本社・本店を所在する者をいう。

市内業者は、佐久市ホームページ（下記アドレス参照）で公表している。

<https://www.city.saku.nagano.jp/machizukuri/jigyosha/nyusatsu/shikakushameibo.html>

ア 共同体は自主結成とし、構成員数は2者とする。

- イ 共同体の出資比率及び代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。
- ウ 共同体構成員は、他の共同体又は単体事業者として重複して申し込みをすることはできない。
- エ 管理技術者は、共同体の代表者となる構成員に所属していること。

## 6 参加申込受付

### (1) 申込受付

- ア 受付期間 公告日から令和8年6月30日（火）まで（土日祝祭日を除く）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 持参または郵送必着  
（郵送の場合はアの受付期間内の必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）
- オ 提出場所 2（4）の事務局

### (2) 提出書類

別紙、「令和8年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」で定められた書類とする。

## 7 質問等

本プロポーザルに関する質問は、公募型プロポーザル質問書（様式3）により提出する。

### (1) 提出場所 2（4）の事務局

### (2) 受付期間

- ア 実施要領等に関する質問 公告日から令和8年6月19日（金）まで
- イ 企画技術提案に関する質問 公告日から令和8年7月7日（火）まで  
ア・イいずれの場合も午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）

### (3) 提出方法 持参又は電子メール

（電子メールの場合は、電話にて必ず着信確認すること。）

### (4) 回答方法 受付期間終了後、下記の日付までに佐久市ホームページで回答する。

- ア 実施要領等に関する質問回答 令和8年6月24日（水）
- イ 企画技術提案に関する質問回答 令和8年7月9日（木）

## 8 企画技術提案書

本プロポーザルの参加申込者は、「令和8年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従い、企画技術提案書を提出する。

なお、提案数は1者につき1提案とする。

### (1) 提出場所 2（4）の事務局

### (2) 受付期間 令和8年7月13日（月）から令和8年7月21日（火）まで （土日祝祭日を除く）

### (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

- (4) 提出方法 持参または郵送必着  
(郵送の場合は(2)の受付期間内の必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。)
- (5) 提出部数 8部(紙ベース)、PDF(CD-R)

## 9 審査・選定

- (1) 実施日 令和8年7月30日(木)(予定)  
詳細な日時、実施場所については、参加資格審査結果の通知と併せて連絡する。
- (2) 実施時間 1者につき60分以内  
概ねの時間配分(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑20分、片付け5分)
- (3) 出席者 1者につき3名までとし、本業務の管理技術者となる者は必ず出席すること。
- (4) 実施方法
- ア 実施順は、企画技術提案書の受付順とする。
  - イ プレゼンテーションは、提出した企画技術提案書を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。なお、企画技術提案書に沿った内容によりパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用し説明してもよい。(プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する予定であるが、その他は参加者において準備すること。)
  - ウ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うことから自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。上記イにおいても、同様とする。
  - エ 当日の質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。
- (5) 契約候補者の選定
- ア 審査委員会において最優秀者を契約候補者とし、第2位を優秀者(次点の契約候補者)として選定する。
  - イ 最優秀者の選定は、審査委員ごとに評価点の高い者から順位を決め、順位1位を最も多く獲得した者とする。同数の場合は、順位2位を最も多く獲得した者とする。以下同数の場合は、同様に3位、4位と続ける。以上の方法によってもなお、同数の場合は、評価の合計点が最も高い参加者を契約候補者とする。
  - ウ 各審査委員が「評価基準書」に基づき参加者に順位付けを行ったうえで、委員の合議により決定する。

## (6) 評価項目

参加者の企画技術提案は審査委員会において、評価項目を基に審査を行う。

評価項目		
企業及び配置技術者	・ 企業及び配置技術者の実績	
業務実施方針・取組方針	・ 業務の目的、条件、内容の理解度 ・ 取組方針、工程表の妥当性	
各特定テーマ	的確性	・ 特定テーマの向上に資することを具体化させる提案内容となっているか
	実現性	・ 多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられるか
	独創性	・ 論理的・合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できているか。
見積価格	・ 見積評価	

## (7) 審査結果の公表

審査へ参加した全ての参加者に審査結果を通知するとともに、佐久市ホームページで公表する。

## (8) プレゼンテーションについての留意事項

当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

## 10 契約の締結

(1) 審査結果による最優秀者と、地方自治法施行令167条の2に基づき、当該業務の随意契約をする。契約は令和8年8月中旬を予定している。

(2) 予定価格は最優秀者から提案された見積書を参考に定めるものとする。

(3) 最優秀者と契約が成立しない場合は、優秀者（次点）を契約候補者とする。

(4) 当該業務の契約候補者の提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

(5) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退した時。

イ 契約締結までに下記の（ア）（イ）いずれかの失格の要件に該当していることが判明したとき。

（ア）提出書類に虚偽の記載が判明した場合

（イ）その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合。

(6) 契約保証金等、契約にあたっては佐久市財務規則に基づくこととする。

## 1 1 失格事項

次のア～オに該当した場合は失格となる場合がある。

- ア 「5参加資格要件」に違反した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載や届出をした場合
- ウ 複数提案が判明した場合
- エ 提出書類が不足していた場合
- オ その他、審査委員が適当でないと判断した場合

## 1 2 著作権、意匠及び提出図面等の取扱い

### (1) 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、それぞれ参加者に帰属する。

### (2) 提出図書の取扱い

佐久市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他佐久市が必要と認めるときに、参加者の承諾を得ずに提案書が無償で使用することができるものとする。

### (3) 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は承諾を得ておくこと。この場合において、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。

## 1 3 経費の負担

本プロポーザルに要するすべての経費は参加者の負担とする。

## 1 4 その他

- (1) 提出された書類の返却はしない。
- (2) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (3) 企画技術提案書提出後は書類の追加、修正は原則できない。
- (4) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに係る必要な時を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。
- (5) 審査の経緯及び結果について質疑・苦情は一切受け付けない。
- (6) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (7) この業務の契約が成立するまでの間において、候補者が「1 1 失格事項」に該当することになった場合は、当該候補者と契約を締結しない。
- (8) 本要領に定めのない事項について協議すべき事項が発生した場合は、審査委員会の判断により決定する。
- (9) 提出された企画技術提案書については、公平性、透明性を期すために「佐久市情報公開条例（平成17年4月1日条例第15号）」等関連規定に基づき公開する。
- (10) 現場説明会は行わない。ただし、現場視察等が必要な場合は、事務局に協議の上、日時を指定し実施する。

(11) 本業務を受注した建築コンサルタント（設計共同体の構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ）及び本業務を受注した建築コンサルタントと資本・人事面等において関連が認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「建築コンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建築コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建築コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(12) 提出された参加申込書及び企画技術提案書を発注者の了解なく公表・使用してはならない。

(13) 提出された参加申込書、企画技術提案書等は審査及び評価を行う作業において、複製する場合がある。